

一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会と称し、略称を AYA 研という。英文では AYA Oncology Alliance と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、思春期・若年成人 (Adolescent and Young Adult, AYA) がん領域の学術活動、教育活動、社会啓発及び人材育成等を行うことにより、我が国の思春期・若年成人がん領域における医療と支援の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会等の開催
- (2) 学術誌及び論文図書等の刊行
- (3) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (4) 調査研究活動
- (5) 教育・研修、並びに人材育成
- (6) 社会啓発、並びに普及活動
- (7) 関連の諸団体との連携
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本国内外において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の6種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、第6条の所定の手続きを経て入会した、次のいずれかにあてはまる個人

イ 思春期・若年成人がん領域における医療と支援に関する知識又は経験を有する国家資格取得者、公的資格取得者、又は研究機関の研究者であって、この法人の目的に賛同する者

ロ) 思春期・若年成人がん領域における医療と支援に関する知識又は経験を有し、この法人の目的に賛同する者で、理事長が推薦した者

ハ) がん患者又は経験者、その家族、支援者（支援とは、患者支援団体を運営している人のことをいう）で、この法人の目的に賛同する者

(2) 名誉会員 理事長、理事及び監事を務めた者、この法人に対して特別の貢献のあった者の中から、理事長が推薦し、理事会の決議によって名誉会員となった者

(3) 功労会員 この法人に大なる功労のあった者の中から、理事長が推薦し、理事会の決議によって功労会員となった者

(4) 学生会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に参加するために入会した個人で、思春期・若年成人がん領域における医療と支援に関心をもち、大学の大学院、学部、短期大学等に在籍している個人で、第6条の手続きを経て入会した者

(5) 団体会員 当法人の趣旨に同意し、第6条の手続きを経て入会した法人又は団体

(6) 賛助会員 この法人の目的事業を賛助し、後援する法人、団体又は個人で、第6条の手続きを経て入会した者

（入会）

第6条 この法人の正会員、学生会員、団体会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、正会員、学生会員、団体会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員及び功労会員は、会費を納めることを要しない。

（退会）

第8条 会員は、所定の退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に総会の1週間前までに理由を附してその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

（会員の資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失す

る。

- (1) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(会員の資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員の資格を喪失した者が既に納入した入会金及び会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における各正会員の議決権は、平等なるものとする。

(種別)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、通常総会をもって定時社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 毎事業年度の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに事業報告の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において総会に付議した事項
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) すべての正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、遅滞なく、請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的たる事項その他の法令で定める事項を記載した書面（電磁的方法を含む。）により、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令で定めるところにより、社員総会参考書類及び議決権行使書面を付して、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、出席正会員の中から選任する。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人、書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、代理人に議決権の行使を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決することができる。

2 代理人による議決権の行使は、代理権を証明する書面を、総会ごとにこの法人に提出しなければならない。

3 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時までには当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

4 電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を、総会の日時の直前の業

務時間の終了時まで、電磁的方法によりこの法人に提出して行う。

5 前2項により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印(電子署名を含む。)又は署名をしなければならない。

第4章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3名以上20名以内

(2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。また理事のうち各若干名を専務理事及び常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって、業務執行理事とする。

(選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任又は解職する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。
- 3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が、不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、理事会を開催する旨の招集通知（請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とするものに限る。）が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が、総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が、この法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 22 条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いを受け取ることができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者、功労のあった者、役員経験者等、当法人の発展に寄与する者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の理事会及び総会に参加して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 第 28 条の規定は、顧問について準用する。

(責任の免除)

第 30 条 理事又は監事が、その任務を怠り、これによって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任を負った場合、当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が善意かつ重大な過失がない場合には、この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律により、当該理事又は監事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種別)

第 32 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

(権限)

第 33 条 理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(6) 第 30 条に規定する理事及び監事の責任の免除

(開催)

第 34 条 定時理事会は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 25 条第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

- 2 前条第 2 項第 3 号による場合は、その請求をした理事が理事会を招集する。
- 3 前条第 2 項第 4 号後段による場合は、その請求をした監事が理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号前段による場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に通知をしなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 第 1 項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

(決議及び報告の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき

理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第24条第4項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 各種委員会

（各種委員会）

第40条 この法人は担当する会務の遂行に必要な常任委員会を理事会の決議により置くことができる。

2 理事会が必要と認めたときは、臨時委員会を置くことができる。

3 前2項に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第7章 事務局

（設置等）

第41条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の重要な職員は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 基金

（募集）

第42条 この法人は、理事会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

（取扱い）

第43条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いに関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

（拋出者の権利）

第 44 条 拠出された基金は、この法人が解散するときまでは、通常総会の議決がなければ返還しない。

2 前項の規定にかかわらずこの法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができる。

3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできない。

(返還の手続き)

第 45 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額についての通常総会における議決に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する限度額の範囲内で行う。

2 前条第 2 項の基金の返還手続きについては、理事会の決議により行う。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

(会計の原則)

第 47 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の基準及びその他の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産)

第 48 条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第 49 条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 この法人の毎事業年度の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受け

なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第 51 条 この法人の毎事業年度の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を総会に報告し、その他の書類については総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類は、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく公告しなければならない。

（剰余金）

第 52 条 この法人の決算において剰余金が生じた場合は、その剰余金を翌事業年度に繰り越し、分配はしないものとする。

（特別の利益）

第 53 条 この法人は、この法人の会員、役員、職員若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない

2 この法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄付その他の特別の利益を与える場合を除く。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

第 54 条 この法人の定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併)

第 55 条 この法人は、総会の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併を行うことができる。

(解散)

第 56 条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員が欠けたとき
- (3) 合併によりこの法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第 57 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 30 年 12 月 31 日までとする。

2 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 堀部敬三

住所 省略

設立時社員 清水千佳子

住所 省略
設立時社員 鈴木 直
住所 省略
設立時社員 天野慎介
住所 省略
設立時社員 大園誠一郎
住所 省略

3 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事（理事長） 堀部敬三
設立時理事 堀部敬三
設立時理事（副理事長） 清水千佳子
設立時理事 鈴木 直
設立時理事 天野慎介
設立時監事 大園誠一郎

4 この法人の設立時の主たる事務所を
名古屋市千種区内山三丁目 25 番 6 号 千種ターミナルビル 702 号 に置く

5 この定款の変更は、令和 5 年 3 月 25 日から施行する。

6 この定款の変更は、令和 6 年 3 月 20 日から施行する。

7 この定款の変更は、令和 7 年 3 月 20 日から施行する。